

障第1514号  
令和8年3月26日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様  
(岐阜市所管の施設等は除く。)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

障害児通所支援における従たる事業所の設置に係る要件の取扱いについて

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担 当	渡 邊
電 話	058-272-1111 内 3492		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		